



## 2026年 福島大学海外派遣留学制度 派遣留学(秋季派遣) 募集要項【二次募集】

福島大学と各学生交流協定締結校との学生交流協定に基づき、本学学生(大学院生を含む)を、一年間または半年間、各学生交流協定締結校に派遣します。交換留学を希望する方は以下により申請してください。

### 1. 出願資格等

派遣留学申請時において、次のすべての資格を満たす者とします。

(1) 派遣留学申請時および留学終了時に、本学に正規生として在籍する2026年4月1日時点で2学年次以上の者。

(2) 派遣先大学での単位取得または専門の研究をする目的が明確である者。

なお、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金を受給する場合は、単位取得が必須要件です。

(3) 語学条件が設定されている協定校について、別表1に定める語学要件を満たしている者。

(4) 別表1に記載した語学目標設定(派遣留学終了時における語学の目標設定値)を確認するため、留学期間終了後に各種検定試験を受けることが可能な者。(受験後は結果を、国際交流センターに必ず報告すること。)

(5) 留学期間終了後、本学を卒業・修了できる者。

※ 成績不良により最低修業年限を経過している者は対象外。

※ 外国人留学生のうち国費留学生および、奨学金を受給している(受給予定を含む。)者は対象外。

ただし、渡航時点で奨学金の支給が終了している者、または、奨学金の支給を辞退する予定の者は申請可。

※ 上記(3)の語学要件は、申請時に満たしていない場合も申請することができますが、面接時まで語学要件を満たさない場合、原則選考対象外となります。

ただし、面接時まで申請予定の大学への他の申請者数が派遣枠数を下回っている場合は、面接選考の対象とします。その場合、国際交流センターが定める期日までに語学要件を満たすこと等を派遣条件とする、「条件付き合格」とすることもあります。

※ 申請時において複数校への併願を認めますが、面接を受けることのできる協定校は第1希望の1校です。

※ 国籍が日本以外の学生が申請する場合は、申請前にあらかじめ国際交流センターに相談してください。

### 2. 申請書類

様式は国際交流センターHP(<https://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp/>)からダウンロードしてください。

(1) 海外派遣留学申請書【様式1】

(2) 留学希望理由書【様式2】

(3) 海外派遣留学制度申請に関する承諾書【様式3】

(4) 成績証明書

(5) 指導教員からの推薦状【様式4】

(6) 語学資格に関する証明書(語学検定試験等を受験したことがある場合)

※ 申請書類中(【様式1】、【様式3】)の「保護者等」とは、保護者、配偶者、親族など、申請者が本制度へ申請する内容について同意を得られている方です。また、保護者等連絡先は緊急時にも使用します。

※ 「海外派遣留学申請書【様式1】」は、印刷した申請書の他、Excelデータもメール添付で提出してください。(データには、保護者等の署名は不要です。)

### 3. 選抜方法

選考は、書類選考および面接選考を行います。

(1) 書類選考: 申請書類に基づき選考を行い、面接選考する者を決定する。

(2) 面接選考: 次の評価ポイントに基づき面接選考を行う。

	評価ポイント	詳細		点数 (50 点満点)
1	留学の目的・理由・意欲、 協定校に対する知識	語学学修だけでなく、留学をする理由等が明確であるか。事前に協定校について調べているか		10 点満点
2	学修計画・留学後の進路	派遣協定校における学修計画 卒業・修了後の進路、目標等が明確であるか		5 点満点
3	ビザ取得・危機管理能力	ビザ取得に関する知識、海外での犯罪に対する危機管理意識について十分検討しているか		5 点満点
4	言語能力	過去の語学学修状況や留学後の語学学修計画について		5 点満点
5	語学資格	10 点	語学検定資格で CEFR レベルが、 以下と同等以上の者 <b>【英語の場合】</b> CEFR C1 レベル 例) IELTS7.0、TOEFL iBT95 TOEIC945 <b>【英語以外の場合】</b> CEFR B2 レベル 例) HSK 4 級、TOPIK 4 級	10 点満点
		7 点	語学検定資格で CEFR レベルが、 以下と同等以上の者 <b>【英語の場合】</b> CEFR B2 レベル 例) IELTS5.5、TOEFL iBT72 TOEIC785 <b>【英語以外の場合】</b> CEFR B1 レベル 例) HSK 3 級、TOPIK 3 級	
		3 点	語学検定資格で CEFR レベルが、 以下と同等以上の者 <b>【英語の場合】</b> CEFR B1 レベル 例) IELTS 4.0、TOEFL iBT 42、 TOEIC550 <b>【英語以外の場合】</b> CEFR A2 レベル 例) HSK 2 級、TOPIK 2 級	
		0 点	・上記以外	
6	国際交流活動への貢献度	国際交流活動やバディ等の経験はあるか		5 点満点
7	学業成績	10 点	(別表 2)に基づき算出される 成績評価係数が2.3以上の者	10 点満点
		5 点	(別表 2)に基づき算出される 成績評価係数が2.0以上の者	
		0 点	上記以外の者	

- ※ 総得点が同順位の場合は、本選考の成績評価係数が高い者を派遣者とします。
- ※ 面接試験の順位は、奨学金等の選考にも用います。
- ※ 派遣留学決定後、対象者が、「渡航先のビザの取得不可」、「素行・生活状況等に問題のある場合」等の場合は、推薦を取り消すことがあります。
- ※ 派遣枠数以上の申請があった協定校に申請し、選考により不合格となった者で、国際交流センター運営会議において派遣するに足る能力があると判断された申請者については、派遣枠に空きがある場合に限り、国際交流センター運営会議の議を経て第2希望または第3希望の協定大学への派遣を認めます。
- ※ 留学に対する意欲やコミュニケーション力等を判断するため、面接選考の一部の項目を外国語で行います。

#### 4. 提出期限・書類提出先

**2026年4月10日（金） 16:30 国際交流センター**

[ryugaku@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:ryugaku@adb.fukushima-u.ac.jp)

- ※ 「海外派遣留学申請書【様式 1】」は、印刷した申請書の他、Excel データもメール添付で提出してください。

#### 5. 面接選考

**2026年4月中旬**

- ※ 面接選考の日程は、変更になる可能性があります。（書類選考通過者に、直接連絡します。）

#### 6. 注意事項

- (1) 派遣の正式決定について
 

**正式に派遣決定となるのは、派遣先大学より受入決定通知があったときです。**本選考で派遣決定となった場合でも、派遣先大学による協議の結果、受入が許可されない場合には派遣できません。
- (2) 本選考合格後の派遣先大学の変更について
 

本選考合格後に派遣先大学を変更することは、原則認めません。ただし、以下の場合は国際交流センター運営会議の議を経て、第2希望または第3希望の大学、もしくは第1希望と同一国・地域の大学への変更を認めます。（変更先協定大学のノミネーション期限前までの変更のみ。）

  - ① 本選考により派遣決定した大学から受入不可の連絡があった場合。
  - ② 本選考により派遣決定後、応募者が希望するプログラム内容と派遣先大学が提供するプログラム内容に乖離があると認められる場合。
  - ③ 「条件付き合格」となった者で、定められた日時までに語学要件を満たすことができなかった場合。
- (3) 派遣先大学で修得した単位について
 

修得した単位の認定は、当該学生からの申請がある場合に限り、各学類教務委員（大学院生は対応する委員会）の審査を経て学類長（研究科長）により行われます。
- (4) 授業料および留学にかかる費用等について
 

学術交流協定締結校の検定料、入学料及び授業料は、交流協定に基づき免除されます。ただし、留学する年度の福島大学への授業料は納入しなければなりません。その他、渡航費、生活費、海外留学保険、ビザ取得にかかる費用等、留学にかかる費用は自己負担となります。
- (5) 海外留学保険への加入について
 

**派遣学生は、必ず本学が指定する「学研災付帯海外留学保険（学研災付帯海学）」に加入していただきます。**学研災付帯海学へ加入するには、学研災（本体）への加入が必要です。渡航予定日の1ヵ月前までに学研災付帯海学に加入し、被保険者証を国際交流センターに提出してください。
- (6) 日本学生支援機構（JASSO）奨学金について
 

派遣者に内定した者を対象に、学内選考を実施の上、受給者を決定します。**奨学金が受給できない場合でも、問題なく留學生活を送れるような資金計画を立てて申請してください。**
- (7) 語学目標設定について

別表 1 に記載した語学目標設定は、派遣留学終了時における語学の目標設定値です。派遣留学生は、留学期間終了後に各種検定試験を受験することを義務としていますので、各種検定試験受験後は、国際交流センターに結果を必ず報告してください。なお、別表 1 の語学目標設定の他、①TOEIC テスト(カレッジ TOEIC 含む)、②TOEFL テスト(iBT テスト)、③IELTS テスト等に替えることができます。

(8) 入学手続きについて

本選考で派遣決定となった学生は、各自入学手続きを行うこととなります。(大学と共同で行う場合もある。) 手続きの方法は、当該大学の HP 等(別表 1 参照)に掲載されているので、必ず申請前に確認してください。

(9) ビザ取得手続きについて

渡航に際してビザの必要な国・地域においては、各自がビザ取得の手続きを行うこととなります。また、国・地域によっては留学時のビザ取得に際し、語学要件や保険加入等の条件を定める国・地域があります。これらの条件は、別表 1 の本学が定める語学要件や、(5)の学研災付帯海学保険内容と異なる場合があることに留意し、各自、詳細を確認した上で出願してください。

(10) 履修計画について

多くの協定校では交換留学生が履修できる授業に制限を設けています。必ず申請前に希望する協定校の HP を確認する等して、各自の履修計画を立てた上で申請してください。

(11) 入学時期について

複数の入学時期がある協定校は、入学時期によって各種制限(留学期間の制限、履修制限、入寮制限 等)が設けられている場合があるので、各自、協定校の HP 等で確認した上で、入学時期を選択してください。

(12) 派遣時期について

派遣時期は原則として 8~10 月です。ただし、派遣先大学の事情や派遣者のやむを得ない事情等がある場合に限り、国際交流センターの承諾を得た上で、派遣開始を遅らせることができます。

(13) 卒業までの計画について

留学後、卒業までのスケジュール等について、教務課および指導教員へ相談した上で、申請してください。留学期間(1 年または半年)は、原則として申請書に記載した期間となります。ただし、派遣先大学の事情等のやむを得ない事情等がある場合に限り、国際交流センター運営会議の議を経て、留学期間を変更することができます。